

## ◆東日本大震災発生後の埼玉県医師会の動き◆

保険・病院部担当常任理事（災害担当）  
新 藤 健

### はじめに

この度の東日本大震災によって、不幸にもお亡くなりになられた皆様のご冥福をお祈り申し上げ、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

3月11日 地震発生後直ちに、県民健康センターの建物の破損状況を確認、エレベーターの停止以外大きな被害はなく、当日職員で帰宅困難者が数名。会館を24時間開放しました。

3月12日 金井会長より全国の情報収集の指示。

3月13日 岩手県医師会より派遣の要請を受け、直ちに郡市医師会に派遣の応募者を募りました。

3月14日 計画停電が発表され、大学病院や地域の中核病院などを停電から省くよう県を通して東京電力に申し入れを行いました。

3月14日 三郷市医師会の森野一英会長以下6名が宮城県へ出動し、検死作業を行いました。以下は各々に分けて述べます。

### 1. 災害医療派遣

県医師会より各郡市医師会を経由して派遣要請を行った所、すぐに14チームが主に宮城県、福島県を中心に救護活動に就かれました。さらに今後、要請があれば被災地に出向く意思を示して頂いた先生方は90数名にも及びます。但し被災地の惨憺たる状況、鉄道や道路の復旧の遅延、さらには福島第1原発事故による立ち入り規制など派遣に困難な状況が今後も続く見通しで、日医は現在JMATの要請はあくまで自己完結型（衣食住は勿論、行き帰りの交通手段も全て自分自身で用意する）での派遣を御願ひしています。

この様な困難な状況にも拘わらず、JMAT以外にも日赤や各大学など、独自のルートで多くの医師団が被災地に乗り込み、懸命な医療救護活動を行っています。現地報告は森野会長らの報告をご覧ください。

### 2. 避難民の受け入れ、今後の生活支援

3月16日、福島第1原発事故によって避難勧告を出された双葉町を中心とした住民の受け入れを上田知事が発表、3月18日よりさいたまスーパーアリーナを中

心に、県内に最大約 3,500 名の避難者を受け入れました。

アリーナに関しては金井会長よりさいたま市 4 医師会連絡協議会に救護所への医師の派遣要請を行いました。具体的な活動報告は平成 22 年度幹事医師会であった大宮医師会会長の湯澤 俊先生の報告書にあります。4 医師会の対応は非常に鋭敏で、即ちに 4 医師会会長が集まり、19 日より救護体制に入っていました。救護所での医療は、軽症の人には救援物資の O C T 薬を、通常の医療が必要な人には処方せんを発行し、点滴や処置、検査が必要な人には近隣の医療機関に紹介する形で約 10 日間を乗り切りました。

県医師会は県と救護所との橋渡し役で、最初は指揮命令系統の不備から小さなトラブルが散見しましたが、救護医師団の努力で何とか急場をしのぎました。

4 月 1 日から避難民はアリーナを離れ、旧騎西高校跡地を中心に 11 箇所に分かれて移転されました。福島第 1 原発の事故処理の報道を聞くにつれ、避難生活の長期化は避けられません。医療福祉の面のみならず、今後の生活設計にも県全体として全面的に支援していく体制を組む事が必要で、その中で医療人として我々が避難者に対して施せることは何でしょうか。県医師会が郡市医師会や地区医師会、特に加須医師会の加藤誠会長とは真剣に協議していく必要を感じています。

### 3. 災害義援金、支援金の募集と使い道

総務部の金沢和俊常任理事が担当し、被災直後より義援金、支援金の募集を検討し日医からの連携を含め、3 月 15 日には各郡市医師会長宛に被災地に向けた募金のお願いをしました。これら募金の呼びかけは各種団体、マスコミなどでも行われており、聞く所によると今までに 1,200 億円を超える募金が集まったそうです。当医師会にも 4 月 5 日現在で 152 件、2,500 万円を超える募金が集まりました。義援金の配分については、理事会と郡市医師会長会議において、今後ご意見をいただき、決めることになっております。また会員の先生方の中には県医ルート以外のルートで多くの義援金、支援金を拠出されている方がおられることも、充分承知しています。

### 4. 被災地からの病人（入院患者など）の受け入れ

被災地では、医療体制も脆弱化されており、特に福島県では避難勧告も出され、当地の医療施設も使用困難な状況に陥ってしまいました。これら医療施設に居た、特に入院患者などを他県で受け入れ可能か否かのアンケート調査を、県内の病院、有床診療所に行ったところ、約 110 の医療機関より受け入れ可能との回答が寄せられました。直ちに日医へ調査結果を報告しましたが、福島県から埼玉県までは近い県とはいえ、患者搬送に不安を訴え、当座は茨城県へ避難となりました。但しこれも福島第 1 原発のことを考えると、長期化は避けられず、茨城県のみでは

受け入れ困難となる事態が想定されるため、要請があればいつでも対応できる体制を整えておく必要を感じています。

## 5. 看護学生の受け入れ

看護師等養成所の施設への被害や、教員スタッフ等の被災により看護学校の運営上支障を来した学校等の生徒の受け入れが当県で可能か否かの知らせが4月7日日本医師会より配信されました。

県医師会としては、今後県と協議を踏まえ原則前向きに検討していただけるよう各看護師等養成所にお願い申し上げますが、生徒の受け入れに関しては、授業料、入学金、宿舎、学習用貝等について、今後、県および国と協議をしていく予定です。

## 6. 震災に係る保険診療Q & Aの作成

福島から集団で埼玉へ避難された方々、或いは岩手、宮城などより親戚を頼って埼玉へ移住された方々の、保険証が無い場合の保険取扱について、逐一最新情報を会員先生方にお知らせしています。情報が多すぎてかえってご迷惑をおかけしているかも知れませんが、4月7日現在、避難住民に対して概ね好意的な判断がなされていますが、一部負担金の猶予規定はまだ残っております。医療機関としては該当する方の一部負担金の徴収の必要はありません。今後とも新しい情報が入り次第お知らせします。

## おわりに

地震、津波、原発事故と今まで世界で誰も経験したことのない困難な状況下に置かれて、埼玉県内でも直接的な被害は殆ど認められませんでした。日常生活の様々なところでその影響は出ています。しかし、日本国民として一致団結してこの困難を乗り越えていかななくてはなりません。特に原発事故の終息には、今後数十年の時間が必要ともいわれています。県医師会の震災後の活動をまとめましたが、特に数値は4月10日現在の数値であることをお断り申し上げます。

**がんばれ日本！！がんばれ東北！！**